

## 緊急事態措置実施に係る大規模施設等(飲食店等以外)に対する協力金

### 1 対象者

- ・ 県からの休業要請に協力いただいた集客力の高い大規模施設 (1,000 m<sup>2</sup>超)
- ・ 上記大規模施設又は無観客開催要請に協力いただいたイベント関連施設 (1,000 m<sup>2</sup>超) のテナント事業者・出店者

### 2 支給額等

区分	大規模施設	テナント事業者・出店者
対象期間	令和3年4月25日(日)～5月11日(火)	
対象区域	県内全域	
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請に応じた1,000 m <sup>2</sup> 超の集客施設	左記の大規模施設又は特措法第24条第9項に基づく無観客開催要請に応じた1,000 m <sup>2</sup> 超のイベント関連施設の一部を賃借等することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に事業を営む事業所等
支給金額	20万円/日・施設	2万円/日・事業所

※大規模施設等内の飲食店(テナント)への支給額は、売上高に応じた単価(4～20万円)設定

### 3 対象施設

#### (1) 集客施設

種類	施設の例	支給対象
映画館等 商業施設 運動・遊技施設 遊興施設(飲食店除く) 博物館等 サービス業	映画館、プラネタリウム 大規模小売店等(生活必需品除く) 体育館、ボウリング場 個室ビデオ店等 博物館、美術館、動物園等 生活必需品以外の店舗	<u>当該大規模施設</u> 及び <u>テナント事業者が対象</u>

#### (2) イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場等 集会・展示施設 ホテル・旅館 運動施設(屋外施設等) 遊技施設	劇場、ライブハウス等 公会堂、貸会議室等 ホテル、旅館の集会の用に供する部分 野球場、ゴルフ場 テーマパーク、遊園地	<u>テナント事業者のみ対象</u>